

平成26年 月 日

中国運輸局広島運輸支局長 殿

住 所 広島県大竹市油見三丁目10番8号
名 称 有限会社 大竹交通
代表者 代表取締役 中 島 教 嘉 ㊞

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更事前届出書

道路運送法第15条第3項及び同法施行規則第15条第2項で準用する第14条の規定により届出いたします。

1. 名称及び住所並びに代表者氏名
住 所 広島県大竹市油見三丁目10番8号
名 称 有限会社 大竹交通
代表者 代表取締役 中 島 教 嘉
2. 事業の種別
一般乗合旅客自動車運送事業
3. 変更しようとする事項
別紙のとおり
4. 実施予定日

平成26年 5 月 12 日

- 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその常用車及び予備車別の数並びにこれらのうち乗車定員 11 人未満の事業用自動車の数

(新)

営業所名	路線定期運行			路線不定期運行	区域運行	合計
	常用車	予備車	小計	事業用自動車数		
本社 営業所	2 ()	1 ()	3 ()	()	7 (7)	10 (7)
営業所	()	()	()	()	()	()
営業所	()	()	()	()	()	()

() は乗車定員 11 人未満の事業用自動車の数を内数として記載すること。

(旧)

営業所名	路線定期運行			路線不定期運行	区域運行	合計
	常用車	予備車	小計	事業用自動車数		
本社 営業所	2 ()	1 ()	3 ()	()	7 (7)	10 (7)
営業所	()	()	()	()	()	()
営業所	()	()	()	()	()	()

() は乗車定員 11 人未満の事業用自動車の数を内数として記載すること。

- 増減車両の明細

増減の別	種別	営業所	登録番号 又は型式	乗車定員	常用・予備	併用
減	一般乗合	本社	広島22け384	29人	常用	なし
増	一般乗合	本社	型式 TPG-BE640G	29人	常用	なし
				人		

中国運輸局広島運輸支局長 殿

宣 誓 書

「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する（任意保険・共済）に計画車両の全てが加入する計画にあることを宣誓いたします。

平成26年 月 日

住 所 広島県大竹市油見三丁目10番8号
名 称 有限会社 大竹交通
代表者 代表取締役 中 島 教 嘉 印